現行の ページ	現行	修正案
	第1編 総 論	第1編 総 論
	第1 編	第1章及び第2章 省略
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
	1 関係機関の事務又は業務の大綱	1 関係機関の事務又は業務の大綱
	(4) 指定公共機関	(4) 指定公共機関
7	(「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関	(「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民
	する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国	の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態に
	及び国民の安全の確保に関する法律第2条第6号	おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号
	に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。)	に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。)
	第4章 省略	第4章 省略
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	第5章 市国民保護計画が対象とする事態
	市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。	市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。
	1 武力攻撃事態	1 武力攻撃事態
		我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危
	機が切迫していると認められるに至った事態をいう。	機が切迫していると認められるに至った事態をいう。
	(1) 省略	(1) 省略
	(2) 内容 省略	(2) 内容 省略
	アー核兵器等	ア・核兵器等
	核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着した。スルイスなど	核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着し
	たミサイルなど。	たミサイルなど。
	(特徴)	(特徴)
	内容 省略	内容 省略
	内容 省略	内容 省略
1 4	・ 内容 省略 - 技な戦策においては、戦難は民策(実光に使用する東東及びるの乗攻員な会は。)	・ 内容 省略 - *** *** *** *** *** *** *** *** ***
	・ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。) のスクリーニング及び除染 その他放射性物質による汚染の拡大を防止する	・ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。) の <mark>避難退域時検査及び簡易除染</mark> その他放射性物質による汚染の拡大を防止する
	ため必要な措置を講じる必要がある。	ため必要な措置を講じる必要がある。
		ため近安は旧臣と時じる近安がある。
	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防
	第1章 組織・体制の整備等	第1章 組織・体制の整備等
	第1から第4まで 省略	第1から第4まで 省略
	第5 研修及び訓練	第5 研修及び訓練
	1 省略	1 省略
	2 訓練	2 訓練
	(1)及び(2) 省略	(1)及び(2) 省略
	(3) 市における訓練に当たっての留意事項	(3) 市における訓練に当たっての留意事項
	アからオまで、省略	アから才まで、省略
2 8		<u>カ</u> 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広 域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等につ
		<u>域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等成力攻挙事態等に特有な訓練等につ</u> いて、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々
		**C、人口在集地を占む様々な場所や恋足で行うとともに、美味に貢機材や様々 な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。
		WILLIAM TANCHE TO COMMITTE OF COMMITTED TO C
	第2章から第4章まで 省略	第2章から第4章まで 省略
	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処

	第1章から第3章まで 省略	第1章から第3章まで 省略
	第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等	第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等
	第1 省略	第1 省略
	第2 避難住民の誘導等	第2 避難住民の誘導等
	1及び2 省略	1及び2 省略
	3 避難住民の誘導	3 避難住民の誘導
5 2	(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難	(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難
5 2	ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合	ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合
	・市長は、避難の指示に基づき住民を避難させる。	・市長は、避難の指示に基づき住民を避難させる。
	その場合、 <u>できるだけ</u> 近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築	その場合、 <u>できるだけ、</u> 近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築
	物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。	物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。
	· 内容 省略	内容 省略
		・市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよ
		う、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時
		警報システム(JーALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動
		<u>について、平素から周知に努めるものとする。</u>
	• 内容 省略	· 内容 省略
	4 省略	4 省略
	第5章 救援	第5章 救援
	1及び2 省略	1及び2 省略
	3 救援の内容	3 救援の内容
5 7	(1) 市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、	(1) 市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、
	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び
	方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号。</u> 以下「救援の程度及び方法の基準」	方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号。</u> 以下「救援の程度及び方法の基準」
	という。)に基づき救援を行う。	という。)に基づき救援を行う。
	市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する	市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する
	場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよ	場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよ
	う要請する。	う要請する。
	(2)及び(3) 省略	(2)及び(3) 省略
	4 省略	4 省略
	第6章 安否情報の収集・提供	第6章 安否情報の収集・提供
	1 安否情報の収集	1 安否情報の収集
6 1	(1) 市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から	(1) 市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から
	把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会など	把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会など
	により安否情報の収集を行う。	により安否情報の収集を行う。
	また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、	また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等
	<u>外国人登録原票等</u> 市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用	市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用
	して行う。	して行う。
	(2)及び(3) 省略	(2)及び(3) 省略
	2から5まで 省略	2から5まで 省略
	第7章から第11章まで 省略	第7章から第11章まで 省略
	第4編及び第5編 省略	第4編及び第5編 省略